

# 確定申告・住民税申告のお知らせ

令和元年分(平成31年分)の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は  
2月17日(月)から3月16日(月)までです。



## ◎申告書は自分で書いてお早めに

### 申告が必要な人

- 事業(自営業など)、不動産(地代や家賃)、農業の所得がある人
- 報酬、個人年金の受取金、保険の満期(解約)受取金などの所得がある人
- 給与や年金を2ヶ所以上からもらっている人
- 給与所得者で年末調整をしていない人
- 2種類以上の所得がある方(例:給与所得と不動産所得、年金所得と農業所得など)
- 土地建物や株式等の譲渡があった人
- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人 など

※農業所得・不動産所得等の必要経費で固定資産の租税公課が不明な人は、令和元年6月14日付けでお送りした「平成31年度固定資産税課税明細書」を必ずお持ちください。

### 申告に必要なもの

- 確定申告書(税務署から送付されている人のみ)
- 源泉徴収票(給与所得者、年金受給者)
- 報酬等の支払調書、個人年金や保険の満期受取金等の支払証明書
- 收支内訳書(農業・営業・不動産所得等のある人)
- 国民年金保険料等支払証明書
- 生命保険や地震保険料(旧長期損害保険料)の支払証明書
- 医療費控除の明細書(医療費の支払額・保険金などで補てんされる金額を記載したもの)
- 印鑑
- 本人名義の通帳(還付の方のみ)
- マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の持主確認書類を1点ずつ)など

問い合わせ先: 姫路税務署 ☎079-282-1135(代) / 福崎町役場税務課 (内線344・345)

## 重要なお知らせ

## 福崎町内の相談会場に来られる方へ



昨年、申告にはe-Tax送信用の「利用者識別番号」が必要です!

★昨年取得された方は、今年改めて取得する必要はありません

### 会場で番号を取得

会場で職員が利用者識別番号を取得します。

※インターネットによる手続きのため1人につき5~10分程度かかります。

### 事前に番号を取得

パソコンやスマートフォンから事前に利用者識別番号を取得することができます。

e-tax 届出書作成

検索

<http://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>

※必ず「利用者識別番号」の通知を印刷するか、番号がわかる画面を保存して、会場にお持ちください。

利用者識別番号に関する問い合わせ先 姫路税務署 ☎079-282-1135(代)

## 令和元年分 確定申告・住民税申告受付相談会日程

月 日	曜日	受付時間	対 象 集 落	申告会場
2月17日	月	9時30分～14時	余田・小倉	余 田 公 民 館
2月18日	火	9時30分～15時	庄・鍛冶屋	鍛 冶 屋 公 民 館
2月19日	水	9時30分～15時	南大貫・東大貫・西大貫	南 大 貫 公 民 館
2月20日	木	9時30分～15時	北野・大門・加治谷・亀坪	大 門 公 民 館
2月21日	金	9時30分～15時	福田	福 田 公 民 館
2月22日	土	9時30分～15時	八千種地区	八千種研修センター
2月23日	日・祝			
2月24日	月・振休			
2月25日	火	9時30分～15時	山崎	山 崎 公 民 館
2月26日	水	9時30分～14時	桜・長野・神谷	長 野 公 民 館
2月27日	木	9時30分～14時	田口・板坂	田 口 公 民 館
2月28日	金	9時30分～15時	馬田・駅前	文 化 セ ン タ ー
2月29日	土	9時30分～15時	福崎・高岡地区	文 化 セ ン タ ー
3月1日	日			
3月2日	月	9時30分～15時	西野・井ノ口・辻川・田尻	田 尻 公 民 館
3月3日	火	9時～15時	長目・中島・八反田・吉田	八 反 田 公 民 館
3月4日	水	9時30分～15時	新町	新 町 公 民 館
3月5日	木	9時30分～15時	西谷・西治・高橋	西 治 公 民 館
3月6日	金	9時30分～14時	上中島・西光寺・西野野垣内	西 光 寺 公 民 館
3月7日	土	9時～15時	田原地区	サルビア会館
3月8日	日			
3月9日	月	9時～15時	事業所得者 ほか	サルビア会館
3月10日	火	9時～15時	事業所得者 ほか	サルビア会館
3月11日	水	9時～15時	事業所得者 ほか	サルビア会館
3月12日	木	9時～15時	事業所得者 ほか	サルビア会館
3月13日	金	9時～15時	事業所得者 ほか	サルビア会館
3月14日	土			
3月15日	日			
3月16日	月	9時～15時	事業所得者 ほか	サルビア会館

●申告期間中、役場での申告相談はできません。

対象集落の日に来ることができない場合は、別の集落会場、地区会場、もしくは3月7日以降にサルビア会館へお越しください。

●身体の都合等で会場に来ることができない場合は、税務課住民税係へご連絡ください。

※会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。



問い合わせ先 役場 税務課(内線344・345)

## ◎医療費控除を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅等で5年間保存する必要がある、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

＜医療費控除の明細書記入例＞

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療、治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	円
〃	J R、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療、治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560	
		<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療、治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費		

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払われた医療費が対象となります。医療費控除を受けられる方は事前にご自身で支払金額や、保険金などで補てんがあった場合はその金額を必ず集計し、医療費控除の明細書を作成してください。

★医療保険者が発行する「医療費通知書」を添付することで「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできますが、来年(令和2年分)の確定申告からは領収書の受取は完全廃止され、作成済の明細書の受取のみになります。来年に向けての練習を兼ねて必ず明細書の作成をお願いします。

## ◎農業所得のある方へ

事前にご自身で販売金額や必要経費を必ず集計しておいてください。減価償却費の計算のみ職員がします。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくこともありますのでご了承ください。

## ◎土地等の譲渡所得のある方又は青色申告者の方へ

土地等の譲渡所得のある方又は青色申告者の方は、申告期間内に姫路税務署の開設する申告会場(姫路労働会館)で申告してください。

## ◎年金所得者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で申告が不要である場合でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除(医療費控除等)を受けたい場合は、住民税の申告が必要です。また、所得税の還付を受けるために申告をすることができますのでご注意ください。

## ◎住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン等を利用して家屋の新築、購入または増改築をした場合で、一定の要件にあてはまる場合は、居住の用に供した年以後10年間、住宅借入金等の年末残高の合計額をもとに計算した金額の控除を受けることができます。

ただし、バリアフリー改修工事および省エネ改修工事等に係る特定増改築による住宅ローン控除の場合は、姫路労働会館で申告してください。

## ◎収入がない場合も申告が必要です

申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定等の基礎資料となります。正しく保険税(料)を算定し、保険税(料)の軽減判定等を受けるためには、被保険者と世帯主の所得把握が必要です。収入がない場合でも必ず申告してください。

※申告がないと、軽減が受けられない場合がありますのでご注意ください。

## 確定申告会場で、マイナンバーカード(個人番号カード)の 写真無料撮影と申請のお手伝いをします

2月22日(土) 八千種研修センター  
2月29日(土) 文化センター  
3月7日(土) サルビア会館

9:30~15:00  
(12:00~13:00除く)



必要書類があれば、  
待ち時間に  
申請ができます

【必要書類】①マイナンバー通知カード ②個人番号カード交付申請書 ③認印(シャチハタ不可)  
④住民基本台帳カード(持っている人) ⑤本人確認書類(有効期限内のものに限る)

問い合わせ先：住民生活課 町民窓口係 (内線371)

## 令和元年分の申告書作成会場のご案内

会場：姫路労働会館（兵庫県姫路総合庁舎南隣）

期間：2月17日（月）～3月16日（月） ※閉庁日を除く。2/24（月）と3/1（日）は受付可。

時間：9時～16時

※混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※姫路税務署内に申告書作成会場は開設していません。

※姫路労働会館には、確定申告で来場される方のための駐車場はありません。来場の際は、公共の交通機関をご利用いただくか、お車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

## 自宅等からのe-Taxが便利です

### ■ID・パスワード方式

マイナンバーカード、ICカードリーダーライターがなくても、事前に税務署で手続きしたIDとパスワードでe-Taxで送信できるようになりました。

### ■いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができ、マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式を利用すればe-Taxで送信ができます。

※詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※操作方法は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）にお問い合わせください。



## 作成済みの還付申告の提出はお早めに

申告書等は、郵送等でも提出することができます。

作成済みの還付申告書は、2月14日（金）以前でも提出できます。

## 申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降の所得税の申告手続きなどには、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

## 国民年金のご相談は住民生活課へ

年金額が増える

「付加保険料」

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額（年額）は、「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

申し込んだ月分から対象となりますので、住民生活課または姫路年金事務所へ申し込んでください。

なお、国民年金基金に加入している人は申し込みできません。

### 産前産後期間の免除制度

平成31年4月から、国民年金第1号被保険者の期間を対象とした、産前産後期間の保険料免除制度が開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金に満額が反映されます。

国民年金保険料は納付するか免除するか！  
国民年金に加入した後、保険料を未納のまま放置すると、強制徴収によって、被保険者のもとより連絡納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌月から法の定める延滞金が課せられることがあります。

納付が困難な場合は、必ず住民生活課か姫路年金事務所に相談してください。

**民間業者への委託**  
日本年金機構は、国民年金保険料の未納者に対して、電話や文書、戸別訪問による納付督促を民間事業者「バックスグループ」に委託しています。

土日・祝日や夜間にも行っています。

ただし、委託業者の訪問員が現金を預かることはありません。

問い合わせ先  
住民生活課（内線371）  
姫路年金事務所  
☎079-224-638



## 農地等の利用の最適化について

Q 農地等の利用の最適化の推進とはどのようなことですか？

A 平成28年4月1日に、農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務として明確に位置づけられました。農地等の利用の最適化の推進を大きく分けると次のとおりです。

### ① 担い手への農地の集積・集約化

農地の出し手と受け手へ働きかけを行い、農地中間管理機構（兵庫県では公益社団法人兵庫みどり公社）と連携し、担い手への農地利用集積を進めることです。

### ② 遊休農地の発生防止・解消

町内全域にわたり、農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、遊休農地の所有者へ農地利用意向の確認を行います。

### ③ 新規参入の促進

地元を知り合いが少ない新規就農者等のために、就農できる農地を見つけたリ、農地所有者との懸け橋になる等の活動支援を行います。

Q 福崎町農業委員会では、どんな活動をしていますか？

A 福崎町農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進にあたり、8月29日、30日の2日間で町内全域の農地利用状況調査（農地パトロール）を行いました。遊休農地の土地所有者へは農地利用意向の確認を行いました。また、農業委員、農地利用最適化推進委員に、自分の担当地区だけでなく、町内の遊休農地について共通の認識を持ってもらうため、町内全域の地図を作成しました。

現在の農地の改善だけでなく、将来の農地の発展に向けた活動に取り組んでいけるよう、農業委員会活動を強化していきます。

問い合わせ先  
福崎町農業委員会

（農林振興課内・内線315）

## もっと！知ってほしいもち麦のこと



暖かすぎる冬は、麦の生育が早く進んでしまうので、春先の寒さで穂が障害を受けることがあります。麦踏みをする事で麦はゆっくりと育ちます。



姫路農業改良普及センター普及員から、麦の生育状況を確認するポイントと今後の作業の説明を受けています。

## ご利用ください「本人通知制度」

住民生活課 町民窓口係（内線375・376）

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

### ■福崎町で登録できる人

- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
- 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

### ■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書  
※申出書は窓口にあります（HPにも掲載しています）。
- 本人確認書類  
※顔写真つきのものは1点…免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など  
※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点



## にこにこひろばで作って遊ぼう!

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。  
9:30~11:00の都合のよい時間におこしてください。  
場 所 にこにこひろば  
対 象 就学前の子どもとその保護者  
定 員 先着30人

- ☆ 2月の製作『にじみ絵あそびのおひなさま』  
2月20日(木) 製作時間:約20分
- ☆ 3月の製作『手形アートのメッセージカード』  
3月26日(木) 製作時間:約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ。

## 「ともだちひろば」の親子活動に参加しませんか?

ともだちひろばで、いろいろなあそび、交流、子育てについての学習、情報交換などを通して、いっしょに考え、楽しく子育てしませんか?  
対 象 町内在住の就園前の子ども(入園していないH26.4.2~R2.3.13生まれの子)とその保護者  
活動日時 令和2年4月~令和3年3月  
火~金曜日の月2回程度  
10:00~11:30  
活動場所 文化センター内 他  
申込方法 ともだちひろばにある申込用紙に必要事項を記入し、申し込んでください。  
申込期間 3月13日(金)まで  
※期限を過ぎると受け付けできませんのでご注意ください。  
申し込み・問い合わせ先 ともだちひろば

## 「あそびのひろば」

おんがくあそびの会【ドレミ】  
2月13日(木)・3月12日(木) 10:00~11:00  
八千種研修センター  
リズムあそびや、季節の歌を歌っています。  
絵本とおはなしの会【ぐりとぐら】  
3月5日(木) 10:00~10:40  
文化センター 2階 和室  
絵本の読み聞かせ、パネルシアターなどを通して、ことばやおはなしの世界を広げましょう。  
・問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。



## みんなでおさんぽ!

まだまだ寒い日もありますが、木の芽のふくらみや花のつぼみに柔らかな春の気配を感じながら、お友達と一緒に散歩に出かけ、楽しい時間を過ごしませんか?



日 時 3月18日(水)・3月23日(月)  
10:00~11:30 (9:45にこにこひろば集合)  
行き先 辻川山公園  
対 象 就学前の子どもとその家族  
定 員 各日とも15組  
持ち物 お茶  
申込先 にこにこひろば ※2/18(火)から受付  
※にこにこひろばから鈴の森神社まで歩きます。辻川山公園を散策し、帰ってきます。(ベビーカー可)  
※雨天の場合は中止します。



## 個別相談(1日3組まで)

2月18日(火)・3月17日(火) 10:00~14:00  
場所:文化センター 2階 和室  
個別相談員:大内和恵  
申込は下記の3施設で受付します

- ★おひさまらんど、にこにこひろばでは、幼稚園園庭でも遊べます。(受付必要。)
- ★定員を定めている行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。
- ★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

**ともだちひろば**  
(西部子育て学習センター)  
火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階  
☎22-7830 FAX22-2561

**おひさまらんど**  
(福崎子育て支援センター)  
月~金曜日 9:00~17:00  
土曜日 9:00~12:00

福崎幼稚園内  
☎22-2308 FAX22-2313

**にこにこひろば**  
(東部子育て学習センター)  
月~木曜日 9:00~16:00

田原幼稚園内  
☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することはEメール [ko-shien@town.fukusaki.ne.jp](mailto:ko-shien@town.fukusaki.ne.jp)

## 公表・意見募集のお知らせ

## ●福崎駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価原案

福崎町では、平成26年度から国の事業採択を受け、都市再生整備計画に基づいて福崎駅周辺及び辻川界隈の道路や広場、観光交流センター等の整備を進めてきました。

このたび、事業の最終年度を迎えたことから、都市再生整備計画事業の事後評価原案を作成し、意見を募集します。

公表期間 2月7日(金)～20日(木)

8:30～17:15 (閉庁日を除く)

場所 まちづくり課

※町のホームページにも掲載しています。

募集方法 メール、FAX、郵送提出・問い合わせ先

まちづくり課 都市計画係  
(内線335)

F A X : 22-2919

メールアドレス

machi@town.fukusaki.lg.jp

## 縦覧のおしらせ

## ●福崎町土地利用基本計画改訂(案)

## ●特別指定区域変更(案)

福崎町土地利用基本計画改訂及び市町土地利用計画による特別指定区域の変更にかかる縦覧を行います。

## 縦覧案件

- ・福崎町土地利用基本計画の改訂案(第4次改訂)
- ・地域活力再生等区域の変更案(南大貫地区)

縦覧期間 2月20日(木)～3月5日(木)

8:30～17:15 (閉庁日を除く)

場所 まちづくり課

※町のホームページにも掲載しています。

意見書の提出について 縦覧期間中に、福崎町長に意見書を提出することができます。住所、氏名、年齢及びこの素案についての意見をできるだけ具体的に記載し提出してください。

提出・問い合わせ先 まちづくり課 都市計画係(内線336)

## 説明会・縦覧のお知らせ

## ●中播都市計画 地区計画(大貫地区)

大貫地区で地区計画の策定を予定しており、下記のとおり説明会及び案の法定縦覧を行います。

## ■説明会の開催

日時 2月9日(日)

10時～(申込不要)

場所 南大貫公民館

## ■法定図書案の縦覧

計画の名称 中播都市計画地区計画(大貫地区地区計画)

## 令和2・3年度

## 福崎町競争入札等参加資格審査申請について

福崎町が行う建設工事、測量・建設コンサルタント等業務または物品製造等の競争入札等に参加しようとする人は、あらかじめ競争入札等参加資格審査申請を行い、競争入札等参加資格を有する者の名簿に登録をされる必要があります。

## 1. 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争入札等に参加しようとする人

「福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)」に基づき申請書を作成し、提出してください。作成要領は、福崎町役場2階企画財政課または福崎町役場ホームページで入手できます。

## 2. 物品製造等の競争入札等に参加しようとする人

「福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領(物品製造等)」に基づき、申請書を作成し、提出してください。作成要領は、福崎町役場1階出納室または福崎町役場ホームページで入手できます。

## ◇受付期間

2月20日(木)～3月19日(木)

8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)

※土・日曜日、祝日を除く

※郵送の場合は期間内必着。

※期間(時間)外の受付はしません。

## ◇登録の有効期間

令和2年7月1日～令和4年6月30日の2年間

## ◇問い合わせ・書類提出先

1. 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務  
企画財政課(内線231) FAX: 23-0687

2. 物品製造等  
出納室(内線301) FAX22-2919

## ○ホームページアドレス

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

## ○役場所在地

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1



## ふくさき観光大使 大募集



福崎町のPRやイメージアップ活動を行っていただける方を募集します。

**応募資格** 令和2年2月1日現在、満18歳以上の人（高校生除く）

**募集人数** 若干名

**任期** 令和2年4月1日～令和4年3月31日

**活動内容** 福崎町主催の行事や観光イベント等に参加し、PR活動を行います

**募集期間** 2月25日（火）まで

**応募方法** 申込書に写真を添えて、郵送またはご持参ください。応募用紙はHPからダウンロードできます。

**申し込み・問い合わせ先**

地域振興課 観光係（内線392）

HP <http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

運転免許証を自主返納された方へ

## 巡回バスの 無料乗車券を交付します

申請は  
お早めに!

運転免許証を自主返納した人に、巡回バス「サルビア号」の無料乗車券を交付しています。

■無料乗車券の対象者

- ①65歳以上で福崎町に住居登録がある人
  - ②平成29年8月以降に運転免許証を自主返納した人（運転免許証の取消、期限切れは対象外）
- ※上記の要件をどちらも満たすことが必要です。

■無料乗車券の有効期間

運転免許証を自主返納した月から3年間

■申請に必要なもの

「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」

■申請・問い合わせ先

健康福祉課 巡回バス担当（内線351）

巡回バスをご活用ください

## 特別障害者手当及び 障害児福祉手当のお知らせ

身体又は精神に著しく重度の障害を有し、日常生活に常時特別な介護を必要とする人で、医師の診断書等により該当すると認められた人に支給される手当です。

※所得制限があり、入院中や施設に入所している人は除きます。

■特別障害者手当（月額）27,200円

■障害児福祉手当（月額）14,790円

※年4回に分けて支給されます。

※金額は全国消費者物価指数に応じて改定されます。

詳しくは健康福祉課・町民福祉係（内線365）までお問い合わせください。

～障がいのある方対象～

## NHK放送受信料免除のお知らせ

免除基準に該当する場合は、NHK放送受信料の免除が受けられます。

■全額免除

障害者手帳所持者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

■半額免除

受信契約者が世帯主で、次に該当する場合

○視覚または聴覚の障害者手帳所持者

○重度障害者

・身体障害者手帳（1級または2級）所持者

・療育手帳（A）所持者

・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者

■手続きに必要なもの

○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○印鑑

問い合わせ先

健康福祉課 町民福祉係（内線353、365）

## 神崎郡ごみ処理施設建設候補地「福崎町田口」の計画断念について

中播北部行政事務組合と神崎郡3町（神河町・市川町・福崎町）では、令和元年5月に新ごみ処理施設建設候補地を「福崎町田口」とし、施設建設に向けて地域の皆様にご理解いただけるよう取り組んできましたが、この度、その計画を断念することとしました。

今後、新たな候補地を選定し、令和10年度の稼働開始を目指して取り組んでいきます。

問い合わせ先 中播北部行政事務組合（☎32-2888）／住民生活課（内線372）